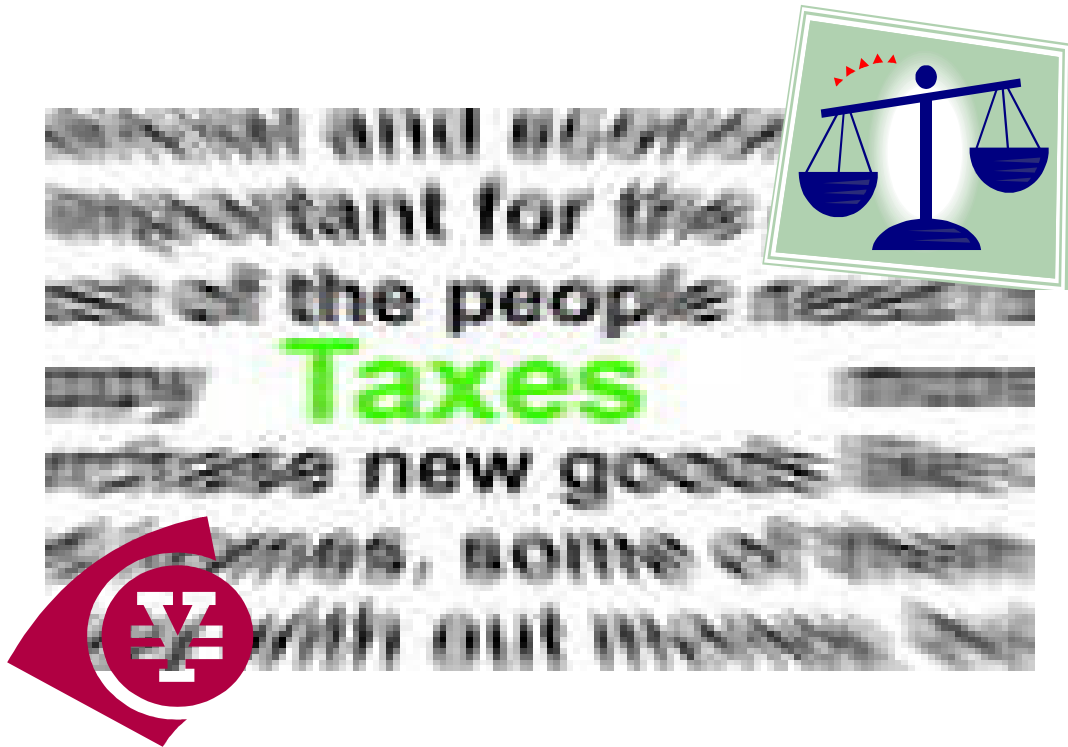


第 2 班 条例案

# 筑大市市税等の 特定滞納者に対する特別措置に関する条例



【第 2 班】

東海村	小 川 直 也
笠間市	伊勢山 知 孝
鹿嶋市	松 本 峻 介
筑西市	大久保 一 浩
太子町	高 野 英 行

【目次】

- 1 筑大市の概要
- 2 立法事実（条例制定の背景）
- 3 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例
- 4 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例逐条解説
- 5 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則
- 6 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例運用フロー
- 7 関係法令との調整及び法的検討
- 8 参考にした文献及び条例

## 1 筑大市の概要

筑大市は、平成 17 年の平成の大合併で、旧筑子市と旧大西町が合併して誕生しました。総面積は 240.25 ㎢です。人口は 126,797 人（平成 24 年 1 月 1 日現在）となっています。

市を地域別に見ると、北部は観光地として知られ、農林水産物や特産品が数多くあります。南部は高速道路、国道、鉄道が整備され、交通の要衝として栄え、市街地が形成されています。

しかしながら、近隣市への人口流出の問題を抱え、特に北部は過疎化が進んでいます。

筑大市では、このような状況を打破していくべく「人と自然、安心して暮らせる共生文化都市」というスローガンのもと、県域を超えた北関東連携軸の新たな拠点として、産業や観光を中心とした魅力ある都市圏の形成を目指しています。



## 2 立法事実（条例制定の背景）

景気低迷の流れにより市民の所得が減る中、筑大市における市税等の収納率は低下傾向にあり、滞納者が増えています。市の歳入に占める市税等の比率は極めて高く、本市では収納率の向上にむけて、納税相談や滞納処分など現行制度を活用していますが、なかなか滞納が解消できないでおります。現状の対応を続けて市税等の滞納増加が食い止められなければ、市民サービスの低下にも繋がりがねません。

また近年では、行政への不満を理由として、納税できる資力（財力）があるにも関わらず納税を行わない悪質な滞納者が増加しています。行財政改革の一環として市職員削減を順次行っている中、こうした滞納者に対しては、納税相談や滞納処分等に時間と労力がかかり、対策に苦慮しているところです。平成 22 年 5 月に実施した「筑大市市税に関するアンケート」によると、市税の納税に関して、多くの市民が不公平感を抱いており、また悪質な滞納者に対しては、より一層厳正な対応を求めているとの結果が得られております。

このまま滞納者・滞納額が増加する傾向にあると、適正に納税を行っている善良な納税者に負担をかけることになり、ますます税負担への不公平感を招き、さらなる滞納者を生む土壌にもなりかねません。

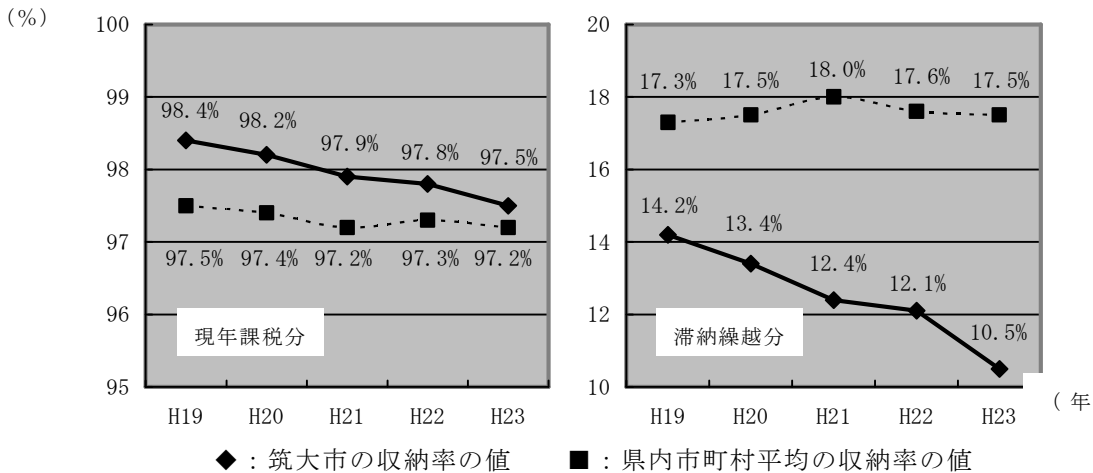
このような状況を解決するため、本市では著しく誠実性を欠く市税等の滞納者に対して納税意識の高揚を促すとともに、納税の促進を図るため行政サービスの制限等を行う特別措置を講じ、税負担の公平性を確保するとともに、滞納者に対して毅然とした態度で臨む市の姿勢を示すことで、市税等の徴収に対する市民の信頼を確保するため、条例を制定します。

○筑大市の市税の現状

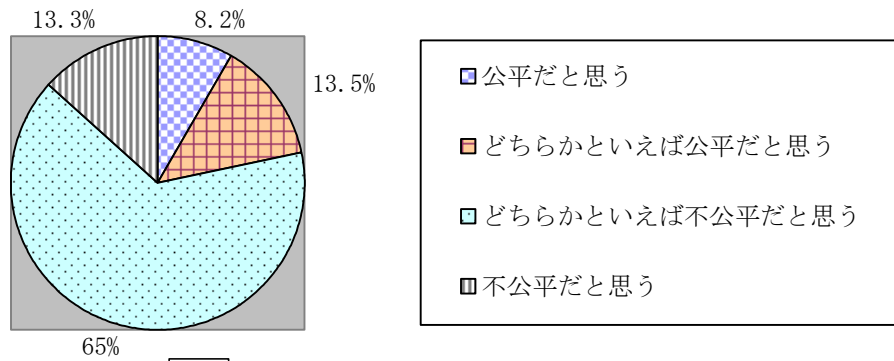
・昨年度の市税の収納状況

平成 23 年度	調定額（円）	収納額（円）	収納未済額（円）	収納率（％）
現年度分	24,000,000,000	23,400,000,000	600,000,000	97.5
過年度分	5,200,000,000	546,000,000	4,654,000,000	10.5

・過去 5 年間の市税の収納率の推移（左：現年課税分、右：滞納）

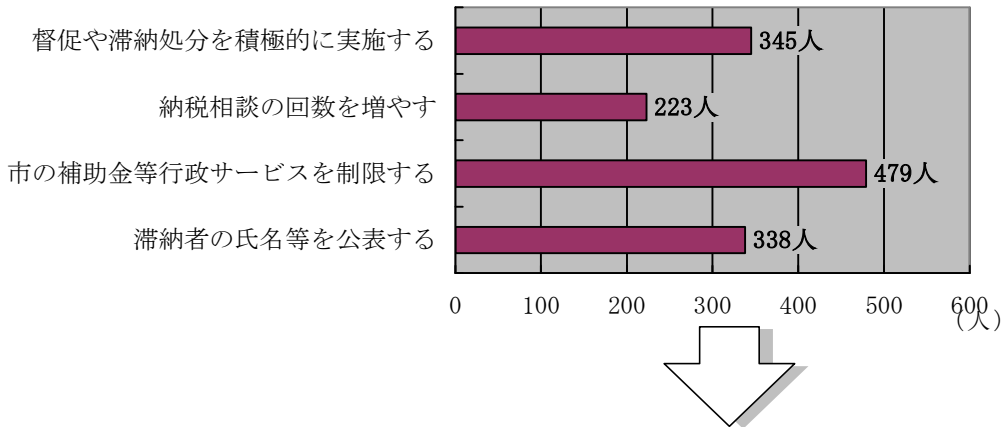


- 「筑大市市税に関するアンケート」（平成 22 年 5 月実施）調査結果から（抜粋）  
 ・本市の納税の状況（滞納額や収納率）をご覧になって、どう感じていますか。



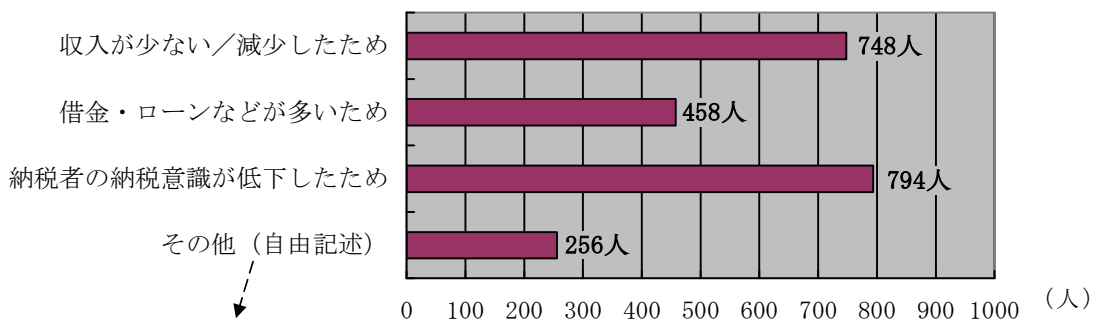
「不公平だと思う」「どちらかといえば不公平だと思う」の2つを合わせると、回答者全体の78.3%を占めています。とても多くの市民が、現在の筑大市の納税状況に不公平感をもっていることが読み取れます。

- ・「市税を納税できる資力があるのに、納税していない滞納者」について、市はどのような対応をすればよいと思いますか。（複数回答可）



悪質な滞納者に対する対応策については、滞納処分や納税相談など現行の対応をさらに厳しく推し進めるべきという意見がある一方、今回例として提案した2つの対応策にも、合わせて回答者の約8割の支持があり、新しい方策への期待も高まっていることがわかります。

・筑大市の市税の収納率は低下傾向にあります。その原因となっているのはどのようなことだと思えますか。(複数回答可)



その他収納率・納税に関する意見・・・

【納税意識の低下】

- ・なんで税金を払うのかわからない。 ・納税しなくても別に支障がありません。
- ・最近では納税しない人が増えていると聞いたので。
- ・納税は国民の義務だとわからない人が増えているのではないのでしょうか。
- ・納税に限らず、モラルが低下していると思います。

【税金が高い】

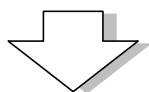
- ・税金が高すぎるからです。生活がやっていけません。
- ・近隣市よりも税金が高いのはおかしい。 ・もらう年金は少ないのに払う税金は多い。

【行政への不満】

- ・まず職員の給与を減らしてください。 ・納税したいと思える市政をすべきだ。
- ・お役所は民間の苦しさをわかってない。 ・税金の使い道が不透明で納得できない。

【その他】

- ・滞納者を見逃さず、強い対応をしてください。 ・工夫して徴収率向上してもらいたい。
- ・払わない人には罰則があってしかるべき。まじめに納める人が損をしている。
- ・私は期限通り納税しています。滞納者が増えていると聞いて許せません。



市税の収納率の低下傾向の原因としては、回答者の7割以上の方が「収入が少ない／減少したため」と回答しており、昨今の景気低迷が影響しているものと推測されます。しかしそれと同様に「納税者の納税意識の低下」を挙げる回答も8割近くあり、要因のひとつと考えられます。また、その他(自由記述)では、悪質な滞納者への厳正な対応を求める意見も多く見られました。

### 3 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例

#### 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例

##### 目次

##### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 市の責務並びに市民の権利及び義務（第 3 条—第 5 条）
- 第 3 章 特定滞納者に対する特別措置（第 6 条—第 11 条）
- 第 4 章 氏名等の公表の実施（第 12 条—第 17 条）
- 第 5 章 是正請求及び損害賠償等（第 18 条・第 19 条）
- 第 6 章 実施状況の公表（第 20 条）
- 第 7 章 雑則（第 21 条）

##### 附則

市税等は、市が市民の福祉の向上を目的として行政サービスを提供する上で基本的な財源となるものである。

日本国憲法（昭和 21 年公布）第 30 条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とし、納税を「国民の義務」としている。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 10 条第 2 項では、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とし、住民の「基本的権利と負担の分任義務」を規定している。

地方分権・地域主権時代の財源として重要な市税等の滞納が多くなることは、市の財政を圧迫し、行政サービスに支障をきたすことにもなりかねない。その上、納税できる資力があるにも関わらず、行政に対する不満を理由に納税を拒否する者や権利のみを主張する滞納者を黙認すれば、大多数の善良な納税義務者との公平感を阻害することになる。

よって、市は、著しく誠実性を欠く市税等の滞納者に対して納税意識の高揚を促すとともに、納税の促進を図るため行政サービスの制限等を行う特別措置を講じ、税負担の公平性を確保するとともに、滞納者に対して毅然とした態度で臨む市の姿勢を示すことで市税等の徴収に対する市民の信頼を確保するためこの条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、市税等の滞納が納税の義務の履行における市民の公平感を阻害することに鑑み、市税等を滞納し、かつ、市税等の納税に関し誠実性を欠く者に対し、納税意識の高揚及び納税を促進するための特別措置を講じることにより、市税等の負担に係る公平性を確保し、もって市税等の徴収に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税等 次に掲げるものをいう。

- ア 筑大市税条例（平成 17 年筑大市条例第 1 号）に規定する市税
  - イ 筑大市国民健康保険税条例（平成 17 年筑大市条例第 3 号）に規定する国民健康保険税
  - ウ 筑大市介護保険条例（平成 17 年筑大市条例第 5 号）に規定する介護保険料
  - エ 筑大市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年筑大市条例第 3 2 号）に規定する後期高齢者医療保険料
- (2) 滞納者 市税等を納税する義務がある者のうち、その納税すべき市税等をその納期限までに納税しない者をいう。
- (3) 市民 市民又は法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。
- (4) 徴税吏員 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 3 号の規定による市長若しくはその委任を受けた職員をいう。

## 第 2 章 市の責務並びに市民の権利及び義務

### （市の責務）

第 3 条 市は、市税等の納税を促進するための基本的かつ総合的な施策を講じ、これを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県及び租税債権管理機構並びにその他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

### （市民の権利及び義務）

第 4 条 市民は、法令の定めるところにより、市の提供する役務をひとしく受ける権利を有し、併せて市税等の納税について、納期限を遵守し誠実にそれを履行する義務を負う。

### （督促、滞納処分等）

第 5 条 徴税吏員は、市税等の滞納があったときは、地方税法、地方自治法及び地方税法においてその例によるとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定に基づき、速やかに市税等に係る督促及び催告並びに滞納者の財産の差押え、換価及び換価代金等の配当並びにその他の滞納処分に関する手続きを厳正に執行しなければならない。

## 第 3 章 特定滞納者に対する特別措置

### （特定滞納者に対する特別措置）

第 6 条 市長は、前条に規定する手続きと併せて、第 2 項及び第 3 項に規定する特別措置を講ずることができる。

2 市長は、滞納に係る市税等についての納税誓約書その他の納税の意思、計画及び期限を明示した書類（以下「納税誓約書」という。）を提出しない滞納者、若しくは納税の意思を示さない又は納税資力がありながら滞納している市税等を完納若しくは分納しない誠実性を欠く滞納者（以下「特定滞納者」という。）に対し、他の法令、条例又は規則の定めに基づき行うものを除くほか、別表に掲げる市が提供する行政サービス（以下「特定行政サービス」という。）の取消し、停止及び特定行政サービスに係る申請に対する不許可その他の制限措置（以下「特定行政サービスの制限措置」という。）を行うことができる。

3 市長は、前項の特定行政サービスの制限措置を行っても、なお、著しく誠実性を欠く特定滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項（以下「氏名等」という。）を公表す



ることができる。

- 4 特別措置に関し、市長は、滞納者に対し、第 5 条に規定する催告に併せて当該特別措置の実施を予告する。

(納税状況等の確認)

第 7 条 徴税吏員は、前条第 2 項の特定行政サービスを受けようとする者（特定行政サービスを受けることによりその利益を受けると認めるに足りる相当の理由がある者がいる場合にあっては、その者を含む。以下「申請者」という。）から当該特定行政サービスの申請があったときは、当該申請者の市税等の納税状況を確認するものとする。

- 2 徴税吏員は、前項の確認の結果、滞納者であると認められるときは、当該滞納に係る市税等についての納税誓約書の提出状況及び納税資力の有無について確認するものとする。

- 3 前 2 項に規定する納税状況等の確認は、当該申請者の同意をもって行うものとする。

- 4 徴税吏員は、次に掲げるものについて必要があると認めるときは、第 1 項及び第 2 項の規定に準じ納税状況等を随時確認することができる。

- (1) 申請によらない特定行政サービス
- (2) 現に行われている特定行政サービス

(特定行政サービスの履行)

第 8 条 市長は、前条の規定に基づく確認の結果、申請者が特定滞納者でないと認められるときは、速やかに当該特定行政サービスの提供に関する手続きを進めなければならない。

(特定行政サービスの制限措置の実施等)

第 9 条 市長は、第 7 条の規定に基づく確認の結果、申請者が特定滞納者であると認められるときは、当該特定行政サービスの提供に関する手続きを停止するとともに、第 6 条第 2 項に規定する特定行政サービスの制限措置を実施するものとする。

- 2 前項の特定行政サービスの制限措置の実施に関し、市長は、あらかじめ当該特定行政サービスの制限措置の対象となる特定滞納者に対して予告するとともに、相当の期間を定め、弁明及び納税に関する手続きに係る機会を付与しなければならない。

- 3 市長は、特定行政サービスの制限措置の実施を決定したときは、特定滞納者に対して通知するものとする。

- 4 第 2 項に規定する弁明は、筑大市行政手続条例（平成 17 年筑大市条例第 6 号）第 27 条及び第 28 条の規定により行うものとする。

(特定滞納者が特定行政サービスを再び受ける場合の手続)

第 10 条 前条第 1 項の規定により特定行政サービスの制限措置を受けた特定滞納者が、再び特定行政サービスの提供を受けようとするときは、市長に対し当該特別措置に係る市税等の納税誓約書を提出し、又は市税等を完納若しくは分納しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づき提出された納税誓約書を審査し、市税等の適正かつ確実な納税が見込まれると認められるとき、又は市税等の完納若しくは分納が確認されたときは、特定行政サービスの制限措置を解除するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により特定行政サービスの制限措置を解除したときは、速やかに特定滞納者に対して通知するものとする。

(再度の特定行政サービスの制限措置)

第 1 1 条 市長は、前条第 2 項の規定による特定行政サービスの制限措置の解除により再び特定行政サービスを受けることとなった特定滞納者が、納税誓約書で明示した納期限までに正当な理由なく市税等を納税しないときは、再び特定行政サービスの制限措置を行うものとする。

2 前項の場合において、再度の特定行政サービスの制限措置の実施に当たっては、第 7 条の規定による納税状況等の確認は、これを要しない。

3 第 9 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による再度の特定行政サービスの制限措置の実施について準用する。

#### 第 4 章 氏名等の公表の実施

(審査会への諮問)

第 1 2 条 市長は、第 6 条第 3 項に規定する特定滞納者の氏名等の公表を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を添えて、その適否を筑大市市税等滞納審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 特定滞納者の氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者氏名及び所在地)

(2) 市税等の滞納額

(3) 督促及び催告並びに滞納処分の手続きの経過

(4) 滞納処分のための質問、検査及び搜索の状況並びに滞納処分の執行状況

(5) 特定滞納者の氏名等の公表を要すると認めるに至った事情を示す資料

(6) 特定滞納者の氏名等の公表予定

(審査会の設置)

第 1 3 条 前条の規定による市長の諮問に応じて、特定滞納者の氏名等の公表について調査し、審議し、意見を答申するため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により、審査会を設置する。

2 審査会の組織等に関し必要な事項は、規則に定める。

(滞納者からの事情聴取)

第 1 4 条 審査会は、審議に必要があると認めるときは、特定滞納者の出席を求め、その滞納に至った事情を聴くことができる。

(弁明等の機会の付与)

第 1 5 条 市長は、特定滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、審査会に諮問する前にその予定する氏名等の公表の内容を当該特定滞納者に通知するとともに、相当の期間を定め、弁明及び納税に関する手続きに係る機会を付与することができる。

2 前項に規定する弁明は、筑大市行政手続条例第 2 7 条及び第 2 8 条の規定により行うものとする。

(個人情報保護審査会の意見聴取)

第 1 6 条 市長は、審査会から氏名等の公表が必要である旨の答申があった場合には、筑大市個人情報保護条例(平成 1 9 年筑大市条例第 2 号)第 3 0 条に規定する筑大市個人情報保護審査会においても同様にその適否について、個人情報保護の観点から意見を聴いた上で、特定滞納者の氏名等の公表を決定するものとする。

(氏名等の公表の実施等)

第 17 条 市長は、第 6 条第 3 項の氏名等の公表を行うときは、速やかに特定滞納者に対して通知するものとする。

2 特定滞納者の氏名等の公表は、筑大市公告式条例（平成 17 年筑大市条例第 20 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示、広報紙への掲載その他市長が必要と認める方法で行うものとする。

3 第 6 条第 3 項の規定により氏名等の公表を行った特定滞納者の提出した当該特別措置に係る市税等の納税誓約書が市税等の適正かつ確実な納税が見込まれると認められるとき又は市税等の完納若しくは分納が確認されたときは、氏名等の公表を停止するものとする。

4 市長は、前項の規定により氏名等の公表を停止したときは、速やかに特定滞納者に対して通知するものとする。

5 第 2 項の規定は、第 3 項の規定による氏名等の公表を停止する再度の公表の実施について準用する。

第 5 章 是正請求及び損害賠償等

(是正請求)

第 18 条 特定滞納者は、第 6 条の規定に基づく特別措置が適正でないと考えるときは、筑大市是正請求手続条例（平成 22 年筑大市条例第 9 号）に基づき、市長に対し是正を請求することができる。

(損害賠償等)

第 19 条 市長は、第 6 条の規定に基づく特別措置を行った場合において、事実の誤認があったことにより、特定滞納者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

第 6 章 実施状況の公表

(実施状況の公表)

第 20 条 市長は、毎年度終了後 3 箇月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による運用状況の公表について準用する。

第 7 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則に定める。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の適用となる賦課年度は、この条例の施行の日の属する年度からとする。

別表（第 6 条関係）

- 1 市が行う表彰及び表彰に係る推薦に関する事
- 2 市有財産の貸付及び使用の許可に関する事
- 3 市有財産の売払いに関する事
- 4 競争入札参加資格に関する事
- 5 物品の購入に関する事
- 6 業務の委託に関する事
- 7 工事及び修繕の請負に関する事
- 8 地域集会所維持管理補助金
- 9 市民発想地域づくり助成事業補助金
- 10 共聴施設整備事業費補助金
- 11 ベストパートナー助成金
- 12 生ごみ処理機器購入費補助金
- 13 社会福祉施設整備費補助金
- 14 特定疾患療養者福祉見舞金
- 15 難病患者福祉手当支給
- 16 チャイルドシート購入補助金
- 17 地域子育て支援拠点事業費補助金
- 18 民間保育所保育サービス支援事業費補助金
- 19 一時保育事業費補助金
- 20 子育て世帯建設助成金
- 21 母子家庭高等技能訓練促進費等給付金
- 22 障害者等相談支援事業
- 23 障害者等コミュニケーション支援事業
- 24 幼児発達支援事業
- 25 身体障害者自動車運転免許取得費補助金
- 26 身体障害者自動車改造費補助金
- 27 重度障害者（児）住宅リフォーム補助金
- 28 身体障害者補助犬に係る登録手数料等免除
- 29 障害児保育事業費補助金
- 30 障害者手帳等診断書料助成金
- 31 心身障害者福祉タクシー利用料金助成
- 32 高齢者等生き生き外出助成事業
- 33 高齢者日常生活用具給付事業
- 34 緊急高齢者等生活支援給付金
- 35 老人居室整備資金貸付事業
- 36 敬老金券に関する事
- 37 介護保険住宅改修費支給申請理由書作成業務補助金
- 38 ホームヘルパー資格取得費補助金

- 3 9 家族介護用品購入費助成事業
- 4 0 在宅要介護高齢者紙おむつ支給
- 4 1 介護予防通所支援事業
- 4 2 生活習慣病の予防のための健康増進施設利用料助成
- 4 3 妊産婦特有疾病外医療費助成事業
- 4 4 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
- 4 5 各種予防接種費用に関すること
- 4 6 観光シャトルバス運行事業費補助金
- 4 7 温泉受給加温装置工事補助金
- 4 8 ホテル及び旅館業施設整備事業奨励金
- 4 9 市街地再開発事業補助金等
- 5 0 優良建築物等整備事業補助金
- 5 1 地域総合整備資金貸付事業
- 5 2 蚊、はえ等共同駆除薬剤購入費補助金
- 5 3 遊休農地等景観整備事業補助金
- 5 4 山村地域農林業特別対策事業費補助金
- 5 5 家畜伝染病予防費補助金
- 5 6 畜産経営環境改善事業補助金
- 5 7 家畜ふん尿有効利用促進事業費補助金
- 5 8 飼料貯蔵用サイロ設置補助金
- 5 9 飼料作物生産振興対策事業補助金
- 6 0 間伐促進総合対策事業費補助金
- 6 1 民有林林道事業補助金
- 6 2 しいたけ生産施設及び出荷資材購入事業費補助金
- 6 3 特用林産振興対策事業費補助金
- 6 4 認定農業者育成確保資金利子助成金
- 6 5 農業経営基盤強化資金利子助成金
- 6 6 優良家畜貸付事業
- 6 7 排水溝整備事業補助金
- 6 8 生徒対外活動参加費補助金
- 6 9 私立幼稚園就園奨励費補助金
- 7 0 市民対外スポーツ競技参加費補助金
- 7 1 小中学校通学費補助金

## 4 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例逐条解説

### 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例逐条解説

#### 目次

##### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 市の責務並びに市民の権利及び義務（第 3 条—第 5 条）
- 第 3 章 特定滞納者に対する特別措置（第 6 条—第 11 条）
- 第 4 章 氏名等の公表の実施（第 12 条—第 17 条）
- 第 5 章 是正請求及び損害賠償等（第 18 条・第 19 条）
- 第 6 章 実施状況の公表（第 20 条）
- 第 7 章 雑則（第 21 条）

##### 附則

市税等は、市が市民の福祉の向上を目的として行政サービスを提供する上で基本的な財源となるものである。

日本国憲法（昭和 21 年公布）第 30 条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とし、納税を「国民の義務」としている。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 10 条第 2 項では、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とし、住民の「基本的権利と負担の分任義務」を規定している。

地方分権・地域主権時代の財源として重要な市税等の滞納が多くなることは、市の財政を圧迫し、行政サービスに支障をきたすことにもなりかねない。その上、納税できる資力があるにも関わらず、行政に対する不満を理由に納税を拒否する者や権利のみを主張する滞納者を黙認すれば、大多数の善良な納税義務者との公平感を阻害することになる。

よって、市は、著しく誠実性を欠く市税等の滞納者に対して納税意識の高揚を促すとともに、納税の促進を図るため行政サービスの制限等を行う特別措置を講じ、税負担の公平性を確保するとともに、滞納者に対して毅然とした態度で臨む市の姿勢を示すことで市税等の徴収に対する市民の信頼を確保するためこの条例を制定する。

#### 【趣旨】

前文は、この条例の制定に至る背景、制定の目的等を示しており、各条文の適用に関する解釈・運用の基準となるものです。

#### 【解説】

第 1 段落では、市税等は市が行政サービスを提供するために必要な基本的な財源であることを述べ、第 2 段落で、憲法と法律の規定を示しています。第 3 段落で、市が現在置かれている状況を述べ、第 4 段落において、税負担の公平性を確保するとともに、市税等の徴収に対する市民の信頼を確保するため、この条例を制定することを宣言しています。

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、市税等の滞納が納税の義務の履行における市民の公平感を阻害することに鑑み、市税等を滞納し、かつ、市税等の納税に関し誠実性を欠く者に対し、納税意識の高揚及び納税を促進するための特別措置を講じることにより、市税等の負担に係る公平性を確保し、もって市税等の徴収に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

## 【趣旨】

本条は、この条例の目的について規定しています。

## 【解説】

近年、納税できる資力があるにもかかわらず、行政に対する不満や権利のみを主張して納税を行わない滞納者が増加しています。滞納者・滞納額がこのまま増加する傾向にあると、適正に納税を行っている善良な納税者に対して負担をかけることになり、税負担への不公平感を招き、さらなる滞納者を生む土壌にもなりかねません。

このような状況を解決するため、誠実性を欠く市税等の滞納者に対して納税意識の高揚及び納税の促進を図るため特別措置を講じ、税負担の公平性を確保するとともに、徴収に対する市民の信頼を確保することを目的とすることを定めたものです。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市税等 次に掲げるものをいう。

ア 筑大市税条例（平成 17 年筑大市条例第 1 号）に規定する市税

イ 筑大市国民健康保険税条例（平成 17 年筑大市条例第 3 号）に規定する国民健康保険税

ウ 筑大市介護保険条例（平成 17 年筑大市条例第 5 号）に規定する介護保険料

エ 筑大市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年筑大市条例第 3 2 号）に規定する後期高齢者医療保険料

(2) 滞納者 市税等を納税する義務がある者のうち、その納税すべき市税等をその納期限までに納税しない者をいう。

(3) 市民 市民又は法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

(4) 徴税吏員 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 3 号の規定による市長若しくはその委任を受けた職員をいう。

## 【趣旨】

本条は、この条例中で使用する用語の定義について規定しています。

## 【解説】

(1) 市税等

対象とする市税等とは、市税（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税及び入湯税）、国民健康保険税、介護保険料、

後期高齢者医療保険料とします。

(2) 滞納者

滞納者とは、市税等をその納期限までに納税しない者とします。

(3) 市民

市民とは、自然人たる市民又は法人を指します。

この場合において、法人における代表者（代表取締役等）と法人については、取扱いを明確に区別して扱うものとします。

(4) 徴税吏員

徴税吏員とは、市税等の賦課徴収事務に従事する市長若しくはその市長の委任を受けた職員とします。徴税吏員には、賦課徴収に関する調査のために必要がある場合は、一定の質問検査権が与えられています。

第 2 章 市の責務並びに市民の権利及び義務

（市の責務）

第 3 条 市は、市税等の納税を促進するための基本的かつ総合的な施策を講じ、これを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県及び租税債権管理機構並びにその他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するため、市が行うべき責務について規定しています。

【解説】

市は、市税等の負担の公平性や納税に関する市民の信頼を確保するため、筑大市総合計画・筑大市納税基本計画等、様々な施策を講じるとともに、国、県及び租税債権管理機構並びにその他関係する機関及び団体と緊密な関係を図りながら、市税等の納税を促進しなければならないこととします。

（市民の権利及び義務）

第 4 条 市民は、法令の定めるところにより、市の提供する役務をひとしく受ける権利を有し、併せて市税等の納税について、納期限を遵守し誠実にそれを履行する義務を負う。

【趣旨】

本条は、市民が有する権利と負うべき義務について規定しています。

【解説】

市が提供する様々な行政サービスは、市民が誰でもひとしくそのサービスを受ける権利を有する一方で、市税等の納税について納期限を厳守し誠実にそれを履行することを市民の義務とします。



(督促、滞納処分等)

第5条 徴税吏員は、市税等の滞納があったときは、地方税法、地方自治法及び地方税法においてその例によるとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき、速やかに市税等に係る督促及び催告並びに滞納者の財産の差押え、換価及び換価代金等の配当並びにその他の滞納処分に関する手続きを厳正に執行しなければならない。

【趣旨】

本条は、滞納者に対する督促、滞納処分等の手続きを厳正に執行することを規定しています。

【解説】

納税できる資力があるにもかかわらず、行政に対する不満を理由に納税を拒否する者や権利のみを主張する滞納者を放置することは、期限内納税に協力している大多数の善良な納税義務者の理解を得ることができないとの考えから、市は、法の規定に基づき行うことができる手続きとして、市税等の滞納に対し、督促及び催告並びに滞納者の財産の差押え、換価、換価代金等の配当などの滞納処分を厳正に行うことを確認的に規定しています。

なお、地方税法、地方自治法及び地方税法においてその例によるとされている国税徴収法とこの条例との兼ね合いについては、税負担の公平性の確保を目的としたこの条例の趣旨と納税の義務の適正な実現を通じて税収を確保することに主眼を置いたとも考えられるこれらの法律の趣旨とでは、その目的が異なるため、この条例の存在意義を排斥するまでには至らないと判断しています。

### 第3章 特定滞納者に対する特別措置

(特定滞納者に対する特別措置)

第6条 市長は、前条に規定する手続きと併せて、第2項及び第3項に規定する特別措置を講ずることができる。

2 市長は、滞納に係る市税等についての納税誓約書その他の納税の意思、計画及び期限を明示した書類（以下「納税誓約書」という。）を提出しない滞納者、若しくは納税の意思を示さない又は納税資力がありながら滞納している市税等を完納若しくは分納しない誠実性を欠く滞納者（以下「特定滞納者」という。）に対し、他の法令、条例又は規則の定めに基づき行うものを除くほか、別表に掲げる市が提供する行政サービス（以下「特定行政サービス」という。）の取消し、停止及び特定行政サービスに係る申請に対する不許可その他の制限措置（以下「特定行政サービスの制限措置」という。）を行うことができる。

3 市長は、前項の特定行政サービスの制限措置を行っても、なお、著しく誠実性を欠く特定滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項（以下「氏名等」という。）を公表することができる。

4 特別措置に関し、市長は、滞納者に対し、第5条に規定する催告に併せて当該特別措置の実施を予告する。

【趣旨】

本条は、特定滞納者に対する特別措置について規定しています。

## 【解説】

滞納者に対して法律に基づく滞納処分を厳正に行いつつ、滞納処分の手続きとは別に市独自の措置として、特定滞納者に対する特別措置を行うことにより、効率的な納税の促進を図ることを目的としています。

特定行政サービスの制限措置は、「特定滞納者」として位置付ける市税等を滞納し、かつ、滞納に係る市税等についての納税誓約書の他、納税の意思、計画及び期限を明示した書類を提出しない滞納者、若しくは納税の意思を示さない又は納税資力がありながら滞納している市税等を完納若しくは分納しない誠実性を欠く滞納者を対象とし、別表に掲げる市が提供する特定の行政サービスの取消し、停止及び特定行政サービスに係る申請に対する不許可その他の制限措置を講ずることができることを規定しています。

行政サービスとは、市民を対象とする市の事業のことで、それを利用することによって他の市民が得られない利益をもたらす可能性がある補助金、交付金、許認可等をいいます。ただし、憲法が保障する生存権や教育を受ける権利（義務教育、消防、衛生、災害、戸籍管理等）など住民生活に重大な影響を及ぼす場合、法令等で実施義務を課せられている行政行為等、個々の例規において市税等の未納がないことを条件としているものは特定行政サービス制限措置の対象から除きます。

また、第 3 項では特定行政サービスの制限措置を行っても、なお、納税資力がありながら市税等を滞納し、納税に著しく誠実性を欠く特定滞納者に対しては、一定の手続きを経た上で、特定滞納者の氏名等を公表することとしています。

なお、特別措置については、第 5 条に規定する催告に併せ、「納税誓約書の提出若しくは納税の意思表示又は市税等の完納若しくは分納が行われない場合には特別措置が実施される可能性がある。」という事実をあらかじめ滞納者に伝えることにより、納税意識の高揚と納税の促進に繋がると考え、その旨を予告（第 1 次的な通知の意として解する。）することとしています。

## （納税状況等の確認）

第 7 条 徴税吏員は、前条第 2 項の特定行政サービスを受けようとする者（特定行政サービスを受けることによりその利益を受けると認めるに足りる相当の理由がある者がいる場合にあつては、その者を含む。以下「申請者」という。）から当該特定行政サービスの申請があったときは、当該申請者の市税等の納税状況を確認するものとする。

2 徴税吏員は、前項の確認の結果、滞納者であると認められるときは、当該滞納に係る市税等についての納税誓約書の提出状況及び納税資力の有無について確認するものとする。

3 前 2 項に規定する納税状況等の確認は、当該申請者の同意をもって行うものとする。

4 徴税吏員は、次に掲げるものについて必要があると認めるときは、第 1 項及び第 2 項の規定に準じ納税状況等を随時確認することができる。

(1) 申請によらない特定行政サービス

(2) 現に行われている特定行政サービス

## 【趣旨】

本条は、特定行政サービスの申請者及び受益者の納税状況等の確認について規定して

います。

**【解説】**

徴税吏員は、市民から各種の行政サービスの申請があった場合には、申請書と一緒に市税等納税状況確認同意書を提出してもらって、市税等（市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）に滞納がないかどうかを確認します。その上で、滞納者であると認められるときは、滞納に係る市税等の納税誓約書が提出されているかどうか、納税できる資力があるかどうかを確認し、特定滞納者か否か（つまり特別措置の対象であるか否かを）を判定することとします。納税状況等の確認は、納税担当課において行います。なお、納税状況等を確認する申請者の範囲は規則に定めます。

この際、当該行政サービスを受けることによって、申請者以外にその利益を受けると認められる受益者（行政サービスの内容によっては、申請者以外に世帯全員、生計中心者、親権者、法人の場合はその法人の代表者等）についても納税状況等を確認することになるため、市税等納税状況確認同意書において、その対象となる者全員から同意を得た上で行います。納税状況等の確認は市の義務としつつも、申請者の同意をもってこれを行う旨を確認規定として規定しています。

なお、申請によらない特定行政サービスや現に行われている特定行政サービスについても同様に納税状況等を随時確認できることを規定しています。

（特定行政サービスの履行）

第 8 条 市長は、前条の規定に基づく確認の結果、申請者が特定滞納者でないと認められるときは、速やかに当該特定行政サービスの提供に関する手続きを進めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、特定行政サービスの履行について規定しています。

**【解説】**

条例第 7 条の規定により納税状況等を確認した結果、申請者及び受益者に滞納がないことを確認した場合は、市は速やかに特定行政サービスを許可及び特定行政サービスを実施することを規定しています。

（特定行政サービスの制限措置の実施等）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定に基づく確認の結果、申請者が特定滞納者であると認められるときは、当該特定行政サービスの提供に関する手続きを停止するとともに、第 6 条第 2 項に規定する特定行政サービスの制限措置を実施するものとする。

2 前項の特定行政サービスの制限措置の実施に関し、市長は、あらかじめ当該特定行政サービスの制限措置の対象となる特定滞納者に対して予告するとともに、相当の期間を定め、弁明及び納税に関する手続きに係る機会を付与しなければならない。

3 市長は、特定行政サービスの制限措置の実施を決定したときは、特定滞納者に対して通知するものとする。

4 第 2 項に規定する弁明は、筑大市行政手続条例（平成 17 年筑大市条例第 6 号）第 27 条及び第 28 条の規定により行うものとする。

## 【趣旨】

本条は、特定行政サービスの手続の停止、特定行政サービスの制限措置の実施について規定しています。

## 【解説】

条例第 7 条の規定により納税状況等を確認した結果、申請者及び受益者に滞納があることを確認した場合は、市長は申請者に対して第 6 条第 2 項に規定する当該特定行政サービスの制限措置を行うことを規定しています。

なお、当該特定行政サービスの制限措置の実施に当たっては、その対象となる特定滞納者に対し、あらかじめ通知するとともに、相当の期間を定め、弁明及び納税に関する手続に係る機会を付与しなければならないことを市長に義務付けることで、筑大市行政手続条例の規定に基づく弁明の機会の付与と整合性をとっています。

(特定滞納者が特定行政サービスを再び受ける場合の手続)

- 第 10 条 前条第 1 項の規定により特定行政サービスの制限措置を受けた特定滞納者が、再び特定行政サービスの提供を受けようとするときは、市長に対し当該特別措置に係る市税等の納税誓約書を提出し、又は市税等を完納若しくは分納しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づき提出された納税誓約書を審査し、市税等の適正かつ確実な納税が見込まれると認められるとき、又は市税等の完納若しくは分納が確認されたときは、特定行政サービスの制限措置を解除するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により特定行政サービスの制限措置を解除したときは、速やかに特定滞納者に対して通知するものとする。

## 【趣旨】

本条は、特定滞納者が特定行政サービスを再び受ける場合の手続について規定しています。

## 【解説】

条例第 9 条の規定により申請者及び受益者に滞納があった場合で、申請者が一旦制限措置を受けた特定行政サービスを受けようとする場合は、特定滞納者は、市長に対して当該特別措置に係る市税等の納税誓約書を提出するか又は市税等を完納若しくは分納することを義務付けています。

(再度の特定行政サービスの制限措置)

- 第 11 条 市長は、前条第 2 項の規定による特定行政サービスの制限措置の解除により再び特定行政サービスを受けることとなった特定滞納者が、納税誓約書で明示した納期限までに正当な理由なく市税等を納税しないときは、再び特定行政サービスの制限措置を行うものとする。
- 2 前項の場合において、再度の特定行政サービスの制限措置の実施に当たっては、第 7 条の規定による納税状況等の確認は、これを要しない。
- 3 第 9 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による再度の特定行政サービスの制限措置の実施について準用する。

## 【趣旨】

本条は、制限措置の解除により再び特定行政サービスを受けることとなった特定滞納者の特定行政サービスの再停止について規定しています。

## 【解説】

第 1 項は、第 10 条で述べた制限措置の解除により再び特定行政サービスを受けることとなった特定滞納者が、納税誓約書で明示した納期限までに正当な理由なく市税等を納税しないときは、再び制限措置を講ずる旨を定めています。

第 2 項は、第 1 項の規定に基づき再び制限措置を講ずる場合において、第 7 条で述べた納税状況等の確認については、既に滞納者であって、その納税について誠実性を欠いていることが明らかであることから、省略することができることとしています。

第 3 項は、再度の制限措置とは言え不利益処分であるということは変わらないため、あらかじめその対象者に対し通知するとともに、相当の期間を定め、弁明及び納税に関する手続きに係る機会を付与しなければならないこととしています。

## 第 4 章 氏名等の公表の実施

## (審査会への諮問)

第 12 条 市長は、第 6 条第 3 項に規定する特定滞納者の氏名等の公表を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を添えて、その適否を筑大市市税等滞納審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 特定滞納者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び所在地）
- (2) 市税等の滞納額
- (3) 督促及び催告並びに滞納処分の手続きの経過
- (4) 滞納処分のための質問、検査及び捜索の状況並びに滞納処分の執行状況
- (5) 特定滞納者の氏名等の公表を要すると認めるに至った事情を示す資料
- (6) 特定滞納者の氏名等の公表予定

## 【趣旨】

本条は、氏名等を公表しようとする対象者の審査会への諮問について規定しています。

## 【解説】

本条は、第 6 条第 3 項の規定により「特定滞納者」の氏名等を公表しようとする場合には、氏名等の公表についての適否を答申するため、市長の附属機関である審査会に諮問することを規定しています。

審査会では、特定滞納者の納税状況等や市の督促及び催告並びに滞納者の財産の差押え、換価及び換価代金等の配当並びにその他の滞納処分に関する手続きの経過、制限措置に関する経過等について審査し、氏名等の公表の適否について市長に答申することになります。

なお、審査会で氏名等の公表が必要であると認められた場合のみ、第 16 条に規定する個人情報保護審査会の意見を聴取した上で、公表を行うものとし、諮問後において適切な納税があった場合や納税誓約書の提出があった場合は公表を行わないものとします。

(審査会の設置)

第 13 条 前条の規定による市長の諮問に応じて、特定滞納者の氏名等の公表について調査し、審議し、意見を答申するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、審査会を設置する。

2 審査会の組織等に関し必要な事項は、規則に定める。

【趣旨】

本条は、審査会の設置について規定しています。

【解説】

本条は、市長が氏名等の公表が必要であると認める場合で審査会に諮問しようとするときに審査会を設置することを規定しています。

なお、審査会委員の構成は規則で定めていますが、弁護士、学識経験者等（特定滞納者との利害関係がない者）の 5 人以内で構成することとしています。

(滞納者からの事情聴取)

第 14 条 審査会は、審議に必要があると認めるときは、特定滞納者の出席を求め、その滞納に至った事情を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、特定滞納者からの事情聴取について規定しています。

【解説】

本条は、特定滞納者の状況等を総合的に勘案し、必要がある場合は審査会への出席を求め、その事情を聴取できることを規定しています。

なお、氏名等の公表は市民への情報提供であり、市民の滞納者対策への関心に応えるため、及び市で行っている滞納者対策を広く市民に情報提供する事実行為にすぎないため、法令の明示の根拠は必ずしも必要ではありませんが、恣意的運用の防止、制度の透明性を確保する観点から筑大市行政手続条例第 13 条に規定するものと同程度の手続きと滞納審査会の答申を経てから公表することとしています。本条は、意見陳述のための手続きの「聴聞」に類するものです。

(弁明等の機会の付与)

第 15 条 市長は、特定滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、審査会に諮問する前にその予定する氏名等の公表の内容を当該特定滞納者に通知するとともに、相当の期間を定め、弁明及び納税に関する手続きに係る機会を付与することができる。

2 前項に規定する弁明は、筑大市行政手続条例第 27 条及び第 28 条の規定により行うものとする。

【趣旨】

本条は、氏名等の公表対象者への弁明の機会の付与について規定しています。

【解説】

本条は、条例第 6 条に規定する「特定滞納者」の氏名等の公表が必要であると認めるときは、あらかじめ氏名等の公表の内容等について、その対象となる特定滞納者に対し通知するとともに、相当の期間を定め、弁明及び納税に関する手続きに係る機会を付与

することができることを規定しています。

なお、氏名等の公表の趣旨については、条例第 14 条の解説で述べたとおり、市民への情報提供であるため、法令の明示の根拠は必ずしも必要ではありませんが、筑大市行政手続条例第 13 条に規定するものと同程度の弁明手続き（弁明書を提出する機会）を与えることができるとしています。本条で定めている弁明の機会の付与については、「弁明は、市長等が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。」（筑大市行政手続条例第 27 条第 1 項）「弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。」（同条第 2 項）と規定して書面主義によることになっています（ただし、「市長等が口頭であることを認めるとき」は口頭による意見陳述権を認めることができます。）。聴聞が当事者に口頭による意見陳述権を認め口頭主義によることにしているのとは異なります。

（個人情報保護審査会の意見聴取）

第 16 条 市長は、審査会から氏名等の公表が必要である旨の答申があった場合には、筑大市個人情報保護条例（平成 19 年筑大市条例第 2 号）第 30 条に規定する筑大市個人情報保護審査会においても同様にその適否について、個人情報保護の観点から意見を聴いた上で、特定滞納者の氏名等の公表を決定するものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報保護審査会への意見聴取について規定しています。

【解説】

市長は、筑大市市税等滞納審査会から特定滞納者の氏名等の公表が必要であるとの答申があった場合には、さらに個人情報保護の観点から、筑大市個人情報保護条例に規定する筑大市個人情報保護審査会においても同様にその適否について意見を聴き、その意見を尊重して特定滞納者の氏名等の公表を決定します。

個人情報保護審査会の意見は最大限尊重しなければなりません、あくまでも意見聴取ですので、個人情報保護審査会において、氏名等の公表が適当でない判断された場合でも、市長が氏名等の公表について適当であると判断すれば、氏名等の公表を行うことも可能です。

（氏名等の公表の実施等）

第 17 条 市長は、第 6 条第 3 項の氏名等の公表を行うときは、速やかに特定滞納者に対して通知するものとする。

2 特定滞納者の氏名等の公表は、筑大市公告式条例（平成 17 年筑大市条例第 20 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示、広報紙への掲載その他市長が必要と認める方法で行うものとする。

3 第 6 条第 3 項の規定により氏名等の公表を行った特定滞納者の提出した当該特別措置に係る市税等の納税誓約書が市税等の適正かつ確実な納税が見込まれると認められるとき又は市税等の完納若しくは分納が確認されたときは、氏名等の公表を停止するものとする。

4 市長は、前項の規定により氏名等の公表を停止したときは、速やかに特定滞納者に対

して通知するものとする。

5 第 2 項の規定は、第 3 項の規定による氏名等の公表を停止する再度の公表の実施について準用する。

**【趣旨】**

本条は、氏名等の公表の方法及び氏名等の公表を停止する再度の公表の方法について規定しています。

**【解説】**

第 1 項で、市長は、前項の氏名等の公表を行うときは、速やかに特定滞納者に対してその旨を通知することを規定しています。

第 2 項で、特定滞納者の氏名等の公表の方法については、掲示場への掲示、広報紙への掲載その他市長が必要と認める方法で行うものと規定しています。

第 3 項で、氏名等の公表を行った特定滞納者が、その後、提出した納税誓約書が市税等の適正かつ確実な納税が見込まれると認められるとき又は市税等の完納若しくは分納が確認されたときは、氏名等の公表を停止することを規定しています。

第 4 項で、前項の規定により氏名等の公表を停止したときは、速やかに特定滞納者に対して通知することを規定しています。

第 5 項で、氏名等の公表を停止する再度の公表の方法については、掲示場への掲示、広報紙への掲載その他市長が必要と認める方法で行うものと規定しています。

なお、第 6 条第 3 項で特定滞納者の氏名、住所、その他必要な事項を公表することができる規定していますが、公表する具体的な事項として、氏名、住所、滞納している市税等の税目、滞納額及び滞納期間を考えています。

第 5 章 是正請求及び損害賠償等

(是正請求)

第 18 条 特定滞納者は、第 6 条の規定に基づく特別措置が適正でないと考えるときは、筑大市是正請求手続条例（平成 22 年筑大市条例第 9 号）に基づき、市長に対し是正を請求することができる。

**【趣旨】**

本条は、この条例による特別措置が適正でないと考えられる場合の是正請求について規定しています。

**【解説】**

筑大市是正請求手続条例第 3 条で「何人も市の機関の行為等が適正でないと考えるときは、行為等の是正を請求することができる」旨を規定しています。是正請求は、行政処分だけでなく、行政指導その他の意志決定及び活動をもその対象としています。この条例による特別措置（特定行政サービスの制限措置及び氏名等の公表）が適正でないと考えられるときは、特定滞納者は、市長に対して、当該行為の是正を請求できます。



(損害賠償等)

第 19 条 市長は、第 6 条の規定に基づく特別措置を行った場合において、事実の誤認があったことにより、特定滞納者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

【趣旨】

本条は、損害賠償等について規定しています。

【解説】

市長は、事実の誤認等があったことにより、当該処分を受けた者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならないことを規定しています。

第 6 章 実施状況の公表

(実施状況の公表)

第 20 条 市長は、毎年度終了後 3 箇月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による運用状況の公表について準用する。

【趣旨】

本条は、この条例の実施状況等の公表について規定しています。

【解説】

市長は、この条例の適用となった該当者数などの実施状況等の内容について、毎年度終了後 3 箇月以内に議会へ報告するとともに、掲示場への掲示、広報紙への掲載その他市長が必要と認める方法で一般に公表し、条例（制度）の透明性と公平性等について配慮することを規定しています。

第 7 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則に定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任について規定しています。

【解説】

この条例を施行する際に必要となる手続きや詳細な事項は別に規則で定めることとしています。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の適用となる賦課年度は、この条例の施行の日の属する年度からとする。

【趣旨】

本条は、附則について規定しています。

**【解説】**

この条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日からとします。なお、条例の議決があつてから平成 25 年 3 月までの間は市民への周知期間とします。

また、特定滞納者に対する特別措置の適用となる賦課年度は、平成 25 年 4 月 1 日以後に賦課された市税等が対象で、当該市税等が納期限までに納税されない場合に適用されます。

なお、平成 24 年度以前の市税等の滞納については、この条例の特別措置の対象となりません。

別表（略）
-------

**【解説】**

別表の解説については、第 6 条の解説を参照してください。

## 5 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則

### 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成 24 年条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(納税状況等の確認の範囲)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する特定行政サービスの申請の際に市税等の納税状況、当該滞納に係る納税誓約書の提出状況及び納税資力の有無を確認する申請者の範囲は、別表のとおりとする。

(特定行政サービスの制限措置)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項に規定する特定行政サービスの制限措置の予告並びに弁明及び納税の機会の付与に関する通知は、様式第 1 号により行うものとする。

2 条例第 9 条第 3 項に規定する特定行政サービスの制限措置の実施の決定に関する通知は、様式第 2 号により行うものとする。

3 条例第 10 条第 3 項に規定する特定行政サービスの制限措置の解除の通知は、様式第 3 号により行うものとする。

4 前 3 項の規定は、条例第 11 条第 1 項に規定する再度の特定行政サービスの制限措置について準用する。

(筑大市市税等滞納審査会)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の規定に基づき設置される筑大市市税等滞納審査会（以下「審査会」という。）は、委員 5 人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 税等について学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

- 第 7 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 審査会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。
  - 6 会議は、非公開とする。
  - 7 審査会は、公正にその任務を行い、審査内容及び審査会で知りえた秘密に関する事項は、何人もこれを他に漏らしてはならない。

(審査会の事務)

- 第 8 条 審査会の事務は、納税担当課において処理するものとする。

(氏名等の公表)

- 第 9 条 条例第 15 条第 1 項に規定する氏名等の公表の予告並びに弁明及び納税の機会の付与に関する通知は、様式第 4 号により行うものとする。
- 2 条例第 17 条第 1 項に規定する氏名等の公表の実施に関する通知は、様式第 5 号により行うものとする。
  - 3 条例第 17 条第 4 項に規定する氏名等の公表の停止に関する通知は、様式第 6 号により行うものとする。

(補則)

- 第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第 3 条関係）

特定行政サービスの内容	納税状況等の確認範囲
市が行う表彰及び表彰に係る推薦に関すること	表彰対象者
市有財産の貸付及び使用の許可に関すること	申請者
市有財産の売払いに関すること	申請者
競争入札参加資格に関すること	申請者
物品の購入に関すること	申請者
業務の委託に関すること	申請者
工事及び修繕の請負に関すること	申請者
地域集会所維持管理補助金	申請者
市民発想地域づくり助成事業補助金	申請者
共聴施設整備事業費補助金	申請者
ベストパートナー助成金	申請者
生ごみ処理機器購入費補助金	申請者及び世帯全員
社会福祉施設整備費補助金	申請者
特定疾患療養者福祉見舞金	申請者及び世帯全員
難病患者福祉手当支給	申請者及び世帯全員
チャイルドシート購入補助金	申請者及び世帯全員
地域子育て支援拠点事業費補助金	申請者
民間保育所保育サービス支援事業費補助金	申請者
一時保育事業費補助金	申請者
子育て世帯建設助成金	申請者及び世帯全員
母子家庭高等技能訓練促進費等給付金	申請者
障害者等相談支援事業	申請者及び世帯全員
障害者等コミュニケーション支援事業	申請者及び世帯全員
幼児発達支援事業	申請者及び世帯全員
身体障害者自動車運転免許取得費補助金	申請者
身体障害者自動車改造費補助金	申請者及び世帯全員
重度障害者（児）住宅リフォーム補助金	申請者及び世帯全員
身体障害者補助犬に係る登録手数料等免除	申請者
障害児保育事業費補助金	申請者
障害者手帳等診断書料助成金	申請者
心身障害者福祉タクシー利用料金助成	申請者
高齢者等生き生き外出助成事業	申請者及び世帯全員
高齢者日常生活用具給付事業	申請者及び世帯全員
緊急高齢者等生活支援給付金	申請者及び世帯全員
老人居室整備資金貸付事業	申請者及び世帯全員

敬老金券に関すること	申請者
介護保険住宅改修費支給申請理由書作成業務補助金	申請者及び世帯全員
ホームヘルパー資格取得費補助金	申請者
家族介護用品購入費助成事業	申請者及び世帯全員
在宅要介護高齢者等紙おむつ支給	申請者及び世帯全員
介護予防通所支援事業	申請者
生活習慣病の予防のための健康増進施設利用料助成	申請者及び世帯全員
妊産婦特有疾病外医療費助成事業	申請者
進行性筋萎縮症者療養等給付事業	申請者
各種予防接種費用に関すること	申請者
観光シャトルバス運行事業費補助金	申請者
温泉受給加温装置工事補助金	申請者
ホテル及び旅館業施設整備事業奨励金	申請者
市街地再開発事業補助金等	申請者
優良建築物等整備事業補助金	申請者
地域総合整備資金貸付事業	申請者
蚊、はえ等共同駆除薬剤購入費補助金	申請者
遊休農地等景観整備事業補助金	申請者
山村地域農林業特別対策事業費補助金	申請者
家畜伝染病予防費補助金	申請者
畜産経営環境改善事業補助金	申請者
家畜ふん尿有効利用促進事業費補助金	申請者
飼料貯蔵用サイロ設置補助金	申請者
飼料作物生産振興対策事業補助金	申請者
間伐促進総合対策事業費補助金	申請者
民有林林道事業補助金	申請者
しいたけ生産施設及び出荷資材購入事業費補助金	申請者
特用林産振興対策事業費補助金	申請者
認定農業者育成確保資金利子助成金	申請者
農業経営基盤強化資金利子助成金	申請者
優良家畜貸付事業	申請者
排水溝整備事業補助金	申請者
生徒対外活動参加費補助金	申請者及び世帯全員
私立幼稚園就園奨励費補助金	申請者
市民対外スポーツ競技参加費補助金	申請者及び世帯全員
小中学校通学費補助金	申請者及び世帯全員

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑大市長 印

## 市税等の滞納による特定行政サービスの制限措置の実施に係る予告通知書

筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例第 7 条の規定により、あなたの市税等の納税状況等を確認した結果、下記のとおり市税等の滞納及び納税誓約書の未提出の状況等が確認されました。そのため、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり特定行政サービスの制限措置の実施を予定しております。

つきましては、条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、制限措置の実施に先立ち、弁明の機会を設けますので、弁明のある場合は、下記の期日までに、弁明の内容を記載した書面を提出してください。なお、下記の指定期日までに市税等が完納又は分納された場合や、滞納している市税等についての納税誓約書の提出があった場合は、特定行政サービスの制限措置は実施いたしませんので、あわせて通知します。

## 記

- 1 制限措置を実施する理由
- 2 制限措置の内容 別紙「特定行政サービスの一覧」に記載の行政サービスについて、実施の取消し、停止及び申請に対する不許可等を行います。
- 3 制限措置の開始予定日 年 月 日
- 4 納税等指定期日 年 月 日まで
- 5 弁明書の提出期限 年 月 日 時まで
- 6 弁明書の提出先及び本件に関する問い合わせ先  
筑大市 部 課 筑大市大字 番地 電話

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑大市長 印

市税等の滞納による特定行政サービスの制限措置実施決定通知書

筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、特定行政サービスの制限措置を実施すると決定しましたので、条例第 9 条第 3 項の規定により通知します。

なお、この制限措置を開始した後、滞納している市税等の完納若しくは分納又は市税等の納税誓約書の提出が確認された場合は、制限措置を解除しますので、あわせて通知します。

記

- 1 制限措置を実施する理由
- 2 制限措置の開始日 年 月 日
- 3 本件に関する問い合わせ先  
筑大市 部 課 筑大市大字 番地 電話

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、筑大市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分をあったことを知った日（異議申立てをした場合は、申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、筑大市長を被告として提起することができます。（この件に係る訴訟において筑大市を代表する者は、筑大市長です。）ただし、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、申立てに対する決定の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式第 3 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑大市長 印

市税等の滞納による特定行政サービスの制限措置解除通知書

あなたの納税すべき市税等について、完納若しくは分納または納税誓約書の提出が確認されましたので、筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、 年 月 日付け、第 号にて通知した特定行政サービスの制限措置について、解除することと決定しましたので、条例第 10 条第 3 項の規定により通知します。

なお、納税誓約書に記載した内容が誠実に履行されない場合や、再度の市税等の滞納があった場合には、再度の特定行政サービスの制限措置を実施しますので、あわせて通知します。市税等の納税や、特定行政サービスの制限措置についてのご相談やご質問については、

課（電話 ）までお問い合わせください。

記

1 制限措置を解除する日 年 月 日

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑大市長

印

## 市税等の滞納による氏名等の公表の実施に係る予告通知書

あなたの納税すべき本市の市税等について、下記のとおり未納が確認されており、また納税誓約書についても提出されておられません。このため、年 月 日付け、第 号にて通知した、特定行政サービスの制限措置を実施しておりますが、なお現在も市税等の完納若しくは分納又は納税誓約書の提出が確認できておりません。

そこで筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、あなたの氏名等の情報について、広く市民に公表するため、筑大市市税等滞納審査会に諮問することといたしましたので、条例第 15 条第 1 項の規定により通知します。

つきましては、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、氏名等の公表の実施に先立ち、弁明の機会を設けますので、弁明のある場合は、下記の期日までに、弁明の内容を記載した書面を提出してください。なお、下記の指定期日までに市税等が完納又は分納された場合や、滞納している市税等についての納税誓約書の提出があった場合は、氏名等の公表は実施いたしませんので、あわせて通知します。

## 記

- 1 氏名等の公表を実施する理由（市税等の滞納の状況）
- 2 公表を予定している情報 氏名、住所、滞納している市税等の税目、滞納額及び滞納期間
- 3 公表の方法 市掲示板への掲示及び広報ちくだいへの掲載等
- 4 納税等指定期日 年 月 日まで
- 5 弁明書の提出期限 年 月 日 時まで
- 6 弁明書の提出先及び本件に関する問い合わせ先  
筑大市 部 課 筑大市大字 番地 電話

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑大市長 印

市税等の滞納による氏名等の公表の実施決定通知書

筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例第 6 条第 3 項の規定により、あなたの氏名等の情報について、下記のとおり広く市民に公表することと決定しましたので、条例第 17 条第 1 項の規定により通知します。

なお、この氏名等の公表を実施した後、市税等が完納又は分納された場合や、滞納している市税等についての納税誓約書の提出があった場合は、公表を停止しますので、あわせて通知します。

この件について、措置が適正でないと考えるときは、筑大市長に対し、是正の請求をすることができます。また、事実の誤認等があると考えるときは、速やかに 課  
(電話 ) までご連絡ください。

記

- 1 氏名等の公表を実施する理由（市税等の滞納の状況）
- 2 公表する情報 氏名、住所、滞納している市税等の税目、滞納金額及び滞納期間
- 3 公表の方法 市掲示板への掲示（ 年 月 日付け）  
広報ちくだいへの掲載（ 年 月 日号）  
その他市長が必要と認める方法

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑大市長

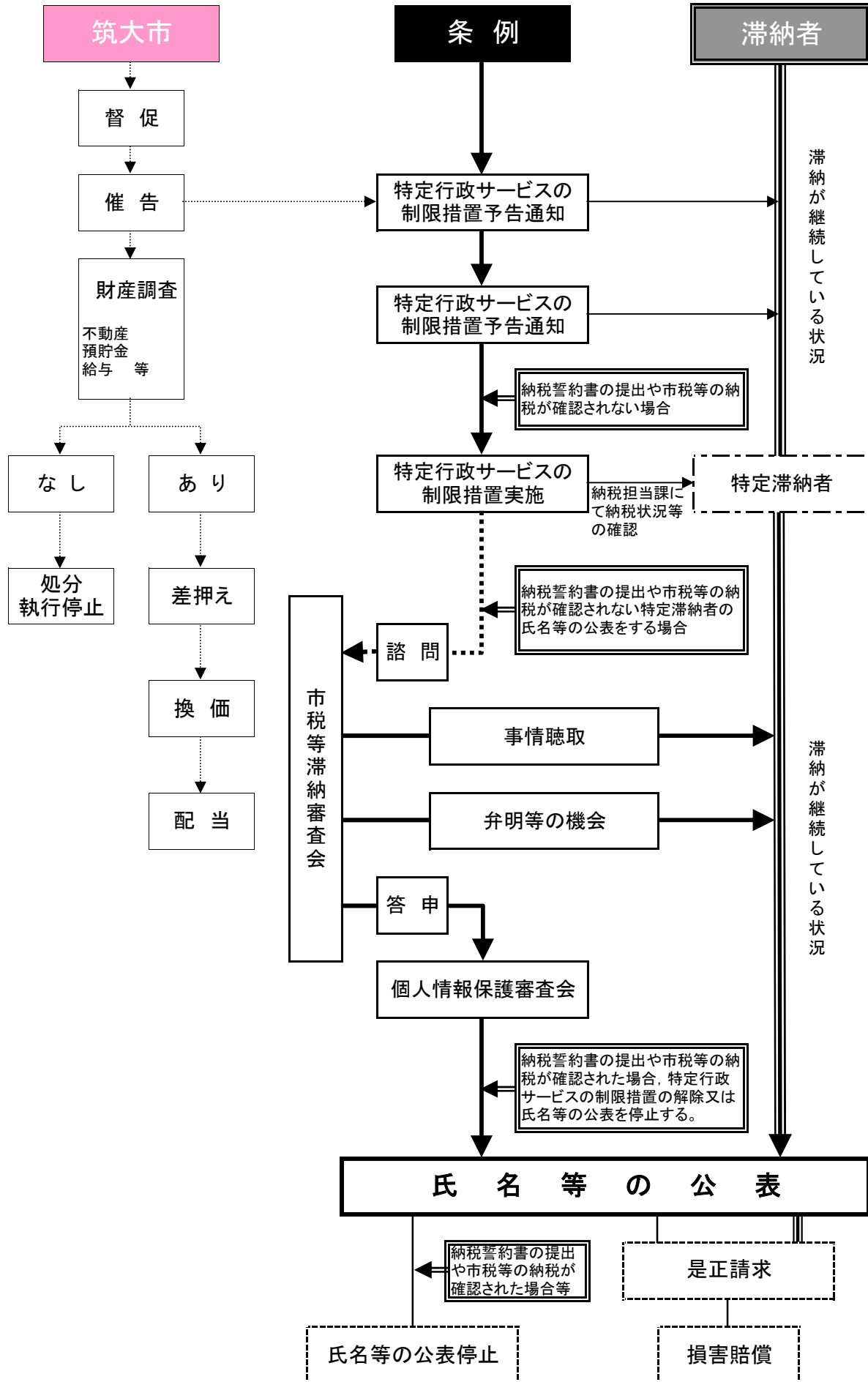
印

市税等の滞納による氏名等の公表の停止通知書

あなたの納税すべき市税等について、完納若しくは分納または納税誓約書の提出が確認されましたので、筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例第 17 条第 3 項の規定により、年 月 日付け、第 号にて通知した氏名等の公表について、停止することと決定しましたので、条例第 17 条第 4 項の規定により通知します。

なお、納税誓約書に記載した内容が誠実に履行されない場合や、再度の市税等の滞納があった場合には、再度の氏名等の公表を実施しますので、あわせて通知します。市税等の納税や、この条例についてのご相談やご質問については、課（電話 ）までお問い合わせください。

### 6 筑大市市税等の特定滞納者に対する特別措置に関する条例運用フロー



## 7 関係法令との調整及び法的検討

### I 住民の義務と権利

#### (1) 憲法の規定

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

国民の 3 大義務について定めたものである。国民は、法律（条例も含む。）に定めるところにより税金を納めなければならない。

#### (2) 地方自治法の規定

第 10 条 (略)

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

住民の基本的な権利義務を規定したものである。住民は、住民の福祉の増進を目的として行う各種の便宜、サービスのすべてを等しく受ける権利を有し、その費用等の負担をする義務を負っている。

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 1 項は、地方公共団体の条例制定権についての規定である。地方公共団体は、地域における事務、法令により処理することとされた事務について条例を制定できる。

第 2 項は、必要的条例事項を定めたものであり、住民に義務を課し、又は、権利を制限するためには、条例によらなければならない。特定滞納者に対して、特別措置を実施するためには、この規定により、条例によらなければならない。

第 3 項は、条例で規定できる罰則及び過料を定めたものである。この規定より厳しい刑を科すこと又はこの規定以外の刑を規定することはできない。

## II 現行法で行える滞納処分

### (1) 国税徴収法の規定

国税徴収法第 5 章で滞納処分に関する財産の差押え、交付要求、財産の換価、換価代金の配当、滞納処分費についての手続きが、第 6 章で滞納処分に関する執行猶予及び停止等の手続きが定められている。

### (2) 地方税法の規定

#### (市町村民税に係る滞納処分)

第 3 3 1 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第 1 項は、督促状を発したのにもかかわらず、滞納者が税金を完納しない場合は、その者の財産の差押えをしなければならない旨を規定したものである。滞納者に対し厳正に滞納処分を行わなければならない。

第 6 項の規定により市民税に係る滞納処分は、国税徴収法の滞納処分の例により行うことが定められている。同様に第 3 7 3 条で固定資産税について、第 4 5 9 条で軽自動車税について、第 4 8 5 条の 3 でたばこ税について、第 5 4 1 条で鉱産税について、第 6 1 3 条において特別土地保有税について、第 7 0 1 条の 1 8 で入湯税について国税徴収法の滞納処分の例により滞納処分を行うことが定められている。また、国民健康保険税は、地方税法に規定する目的税に該当し、第 7 2 8 条で国税徴収法の滞納処分の例により滞納処分を行うことが定められている。

(3) 地方自治法の規定

(督促、滞納処分等)  
第 231 条の 3 (略)  
2 (略)  
3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

督促を受けた分担金等の歳入の納付義務者が指定された期限までに納付しないときは、地方税の滞納処分の例により強制徴収を行うことができる。

(4) 介護保険法の規定

(滞納処分)  
第 144 条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

介護保険料は、地方自治法で定めるその他の歳入とすることを規定している。その滞納処分は地方税の例にならい、国税徴収法に定める滞納処分の手続きに基づいて行うこととなる。

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定

(滞納処分)  
第 113 条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

後期高齢者医療保険料は、地方自治法で定めるその他の歳入とすることを規定している。その滞納処分は地方税の例にならい、国税徴収法に定める滞納処分の手続きに基づいて行うこととなる。



### Ⅲ 判例

「徳島市公安条例事件判決（昭和 50.9.10 大法廷判決）」は次のように判示している。

条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみではなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかによってこれを決しなければならない。例えば、

i. ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうるし、

ii. 逆に特定事項についてこれを規律する国の法令とが存在する場合でも、

ア. 後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないときや、

イ. 両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、  
国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないものである。

### Ⅳ 特定滞納者に対する特別措置について

この条例は、滞納者に対して納税意識の高揚を促すとともに、納税の促進を図るため行政サービスの制限等を行う特別措置を講じ、税負担の公平性を確保するとともに、市税等の徴収に対する市民の信頼を確保することを目的としており、私法秩序との調整を図りつつ、納税義務の適正な実現を通じて税収入を確保することを目的とする国税徴収法や地方税法とは、目的を異にするものである。

また、滞納処分と併せて特定滞納者に対する特別措置を行うものであり、滞納処分の目的と効果をなんら阻害するものでもない。

国の法令とこの条例の間にはなんらの矛盾抵触はなく、この条例に基づく特定滞納者に対する特別措置は、国の法令に違反しない。

### Ⅴ 氏名等の公表

#### （１）氏名等の公表

住民への情報提供と義務の履行を間接的に促す新たな手段であり、行政代執行法の規制の及ぶものではないため、自治体の実効性確保手段として利用できるものである。

※行政代執行法は、直接的な義務履行手段を規制対象としている。

(2) 氏名等の公表の類型

①「情報提供である場合」

1. 単なる住民への情報提供であるような非権力的な事実行為にすぎない公表には、法令の明示の根拠は必ずしも必要でない。
2. このような類型の公表には、法令の根拠は必要ないと考えられる。

②「制裁的手法である場合」

1. 不利益処分と位置付けられることもあり得るので、その場合には、意見聴取や聴聞などの手続きを規定する必要がある。
2. 制裁的要素を含む場合には、条例で規定し、意見の聴取などの事前手続きの整備がなされるべきである。

(3) 筑大市の氏名等の公表の考え方

①氏名等の公表の類型について

- ・ 制裁的手法と仮定すると地方自治法第 14 条第 3 項に規定するもの以外の制裁を条例で定めることとなり、条例自体が地方自治法違反と判断される可能性がある。
  - ・ 市民の滞納者対策への関心に応えるため、市で行っている滞納者対策を広く市民に情報提供する。住民訴訟でいう「怠る事実」がないことをアピールする。
  - ・ 滞納者の情報を提供することで、滞納者の問題を行政と市民の共通の問題として認識してもらう。
  - ・ 滞納者の氏名と滞納額を公表し、広く市民に情報提供することにより、第三者のチェックによる滞納牽制効果を狙う。  
→ 氏名等の公表は市民への情報提供と考える。
- また、
- ・ 氏名等の公表は、それ自体によって私人の権利・義務に変動を生じせしめるものではない。
  - ・ 氏名等の公表それ自体は、単に滞納者の氏名を公表するという行為に過ぎず、したがって、なんら公権力の発動に該当するものではなく、相手方に直接の法的効果を生じせしめるものではない。  
→ 氏名等の公表は、行政処分ではない。また、氏名等の公表の相手方は一般市民であって、氏名等を公表されるものを直接の相手方としてなされるものではなく、また、その権利を制限し、義務を課するものではないことから行政手続法に規定する「特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」つまり、不利益処分にもあたらない。

②氏名等の公表の手続きについて

- ・ 氏名等の公表は、行政処分にはあたらず市民への情報提供であるが、恣意的運用の防止、制度の透明性を確保する観点から行政手続法に規定するものと同程度の手続きと滞納審査会の答申を経てから公表する。
- ・ 個人情報保護の観点から個人情報保護審査会の意見を聞く。

③氏名等の公表の是正請求について

- ・特定滞納者は、氏名等の公表が適正でないと考えられる場合は、筑大市是正請求手続条例の規定に基づき当該行為の是正請求ができる。

〈参考〉筑大市是正請求手続条例

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 行為 処分、行政指導その他の意志決定及び活動をいう。</p> <p>(5) 不作為 相当の期間内に何らかの行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。</p> <p>(6) 行為等 行為又は不作為をいう。</p> <p>(是正請求)</p> <p>第3条 何人も市の機関の行為等が適正でないと考えるときは、行為等の是正を請求することができる。</p> <p>(他の制度の関係)</p> <p>第4条 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てについては、是正請求とみなして、この条例の規定を適用する。</p>
--

(4) 氏名等の公表を条例で規定している自治体の例

①小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例

弁明の機会の付与、事前の「小田原市市税滞納審査会」への諮問、審査会の意見の尊重などが規定されており、一定の事前手続きが確保されている。

②上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例

弁明の機会の付与、事前の「上富良野町滞納審査会」及び「上富良野町個人情報保護審査会」の二つの審査会への諮問などが規定されており、一定の事前手続きが確保されている。

③芦別市市税等の特定の滞納者に対する特別措置に関する条例

弁明の機会の付与、事前の「芦別市市税等滞納審査会」への諮問、「芦別市情報公開・個人情報保護審査会」への諮問などが規定されており、一定の事前手続きが確保されている。

④辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例

弁明の機会の付与、事前の「辰野町町税等滞納審査会」への諮問、審査会の意見の尊重などが規定されており、一定の事前手続きが確保されている。

⑤島田市税の滞納者に対する特別措置に関する条例

弁明の機会の付与、事前の「島田市税滞納審査会」への諮問、審査会の意見の尊重などが規定されており、一定の事前手続きが確保されている。

(5) 氏名等の公表を行う場合の留意事項

- ①違法な公表によって名誉、信用等を毀損された者は、国家賠償を請求することができる。
- ②以下の訴訟等の対策を十分に検討しておく必要がある。
  1. 国家賠償請求訴訟
  2. 人格権に基づく公表の差止請求等
- ③公表を行うには、慎重な調査を尽くし、取り返しのつかない損害を発生させないように留意しなければならない。
- ④公表に際しては、公表の必要性・不可欠性についての十分な検討や、事前調査と適正手続きの徹底が要求される。

(6) 氏名等の公表の実施

- ①滞納者の氏名等の公表は、住民への情報提供と義務の履行を間接的に促す手段であり、自治体の実効性確保手段として利用できる。
- ②滞納者の氏名等の公表は、情報提供であるが、恣意的運用の防止、制度の透明性確保、個人情報保護の観点から、弁明等の機会の付与、「滞納審査会」及び「個人情報保護審査会」の二つの審査会へ諮問等の事前手続きを慎重に行う。
- ③事実誤認等があり、氏名等の公表とされた者の権利を侵害した場合は、損害賠償及び名誉の回復に誠実に対応する。

## 8 参考にした文献及び条例

### 【参考文献】

- ・自治体政策法務（千代田出版）
- ・自治体法務サポート 政策法務の理論と実践（第一法規）
- ・行政手法ガイドブック（第一法規）
- ・政策法務の基礎知識 立法能力・訴訟能力の向上にむけて（第一法規）
- ・基本法コンメンタール 地方自治法（日本評論社）
- ・自治体法務入門第3版（ぎょうせい）

### 【参考条例】

- ・小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例
- ・上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例
- ・芦別市市税等の特定の滞納者に対する特別措置に関する条例
- ・辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例
- ・島田市税の滞納に対する特別措置に関する条例